

関係団体 御中

札幌市経済観光局
産業振興部長 一橋 基

医療や介護の自己負担分に対する「さっぽろプレミアム商品券」使用についてのお知らせ

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は本市の産業振興行政にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

札幌市では、消費税・地方消費税率引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和することなどを目的に、プレミアム付商品券(令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで使用可能)を発行することになり、札幌市・札幌商工会議所・札幌市商店街振興組合連合会・公益社団法人札幌消費者協会の 4 者により「さっぽろプレミアム商品券実行委員会」を組織し、準備を進めております。

現在、商品券を使用可能な取扱店舗・施設等の募集を行っているところですが、このたび、公的保険が適用される医療や介護の自己負担分の支払いにも「さっぽろプレミアム商品券」を使用できるように募集要項を変更しましたので、下記内容について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知くださいますよう、お願いいたします。

記

- 1 各事業者様が「さっぽろプレミアム商品券(以下「商品券」という。)」の取扱店舗・施設等となるためには、事前に登録の申請が必要です。申請をするかしないかにつきましては、任意となります。また、申請には、商品券を使用可能な店舗・施設等が札幌市内に立地していることが必要です。
- 2 申請期限は令和元年 11 月 29 日までですが、**8 月 20 日までに**申し込めばと冊子にて作成する参加店舗一覧に、店舗・施設等名が記載されます。(ホームページは、随時更新されます。)
- 3 本商品券は、お釣りが出ないものであるため、自己負担分を超える額面の商品券を受け取ってはならない点に、ご注意ください。
例:900 円の自己負担の場合、500 円の商品券 2 枚ではなく、商品券 1 枚と現金 400 円で受け取っていただく必要があります。
- 4 商品券の一般的な内容、取扱店・施設等への登録の申請方法、要綱等につきましては、「さっぽろプレミアム商品券専用ホームページ(<https://sapporo-premium.jp>)」をご欄ください。また、ご質問につきましては、「さっぽろプレミアム商品券お問い合わせセンター(Tel011-330-8432)」までお願いします。

【この通知に関する問い合わせ先】

札幌市経済観光局 商業・金融支援担当課プレミアム商品券担当係
〒060-8611 中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階北
TEL 211-2568 FAX 218-5130